

令和2年度山形県地球温暖化防止活動推進員募集要領

1 趣旨

山形県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るため、山形県地球温暖化防止活動推進員（以下、「推進員」という。）を設置しています。

このたび、県内で活動していただける推進員を次のとおり募集します。

2 募集人数

30名程度

3 応募資格

地域における地球温暖化の現状および地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図る活動に熱意と識見を有する、次の全ての項目に該当する方とします。

- (1) 山形県内において地球温暖化防止活動を行う方
- (2) 令和2年4月1日現在、年齢満20歳以上の方
- (3) 山形県地球温暖化防止活動推進センターが開催する推進員の養成研修を受講することができる方

なお、環境カウンセラーの資格をお持ちの方は、養成研修の受講が免除されます。

4 活動内容

地球温暖化に係る自主的、又は、地方公共団体や各種団体等の要請に応じた次の活動を行います。

- (1) 県民への地球温暖化の現状及び対策の重要性についての普及啓発
- (2) 地球温暖化防止活動を行う住民への情報提供・協力
- (3) 山形県地球温暖化防止活動推進センター事業等への協力
- (4) 国、県、市町村が実施する地球温暖化防止施策への協力
- (5) 自ら日常生活における省エネ等の地球温暖化防止活動の実践

5 活動経費

ボランティアとして活動を行い、報酬等は支給しません。

6 応募方法

(1) 応募区分

自薦又は市町村からの推薦によるものとします。

(2) 応募書類

ア 自薦による応募は、山形県地球温暖化防止活動推進員応募申込書（様式2）に応募の動機、これまでの活動及び今後の抱負等を記した作文（400字程度）

を添えて提出してください。

イ 市町村からの推薦は、市町村において推薦状（様式1）及び山形県地球温暖化防止活動推進員応募申込書（様式2）を提出してください。

（3）応募・問合せ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県環境エネルギー部環境企画課 地球温暖化対策担当

TEL：023-630-2335 FAX：023-630-2133

7 募集期間

令和2年6月22日（月）から令和2年7月31日（金）まで（必着）

8 選考及び委嘱

応募者の中から応募書類により委嘱候補者を選考し、山形県地球温暖化防止活動推進センターが開催する推進員の養成研修（3回）を修了した方を推進員に委嘱します。

第1回目の養成研修は、8月22日（土）に、山形エコハウス（山形市上桜田）において開催する予定です。

なお、地球温暖化防止活動の分野での活動実績等により、研修の全部又は一部について受講を免除する場合があります。

10 推進員名簿の公表

推進員として地域で活動するにあたり、推進員の活動情報等について、県民や地球温暖化防止活動を行う各種団体に広く周知する必要があるため、推進員の氏名、居住地市町村名、活動地域、所属する環境関連団体、資格、活動実績等について一般に公表するとともに、推進員の情報（氏名、住所、連絡先）を居住地の市町村へ提供します。